



5食生第223号  
令和5年(2023年)7月28日

関係団体の長様

長野県健康福祉部長  
(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について(通知)

このことについて、令和5年7月26日付け消食表第411号により、消費者庁次長から別添写しのとおり通知がありましたので、御了知いただくとともに、関係事業者への周知について御配慮願います。

(問合せ先)

食品・生活衛生課 食品衛生係

(担当) 松本、青山

電話 026-235-7155 (直通)

FAX 026-232-7288

E-mail [shokusei@pref.nagano.lg.jp](mailto:shokusei@pref.nagano.lg.jp)

消食表第 411 号  
令和 5 年 7 月 26 日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$  殿

消 費 者 庁 次 長  
( 公 印 省 略 )

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）が一部改正され、同規則第12条の規定により別表第1に定める人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに「フィチン酸カルシウム」が追加されたことから、別添 添加物 1 - 1 の簡略名又は類別名一覧表に「フィチン酸カルシウム」を追加することとしました。

については、上記に係る事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。

(別紙)

食品表示基準について (新旧対照表)

改正後 (新)	改正前 (旧)
食品表示基準について (平成27年3月30日消費表第139号) (総則関係) ~ (附則) (略) 別添 添加物 1-1	食品表示基準について (平成27年3月30日消費表第139号) (総則関係) ~ (附則) (略) 別添 添加物 1-1
簡略名又は類別名一覧表	簡略名又は類別名一覧表
物質名	物質名
簡略名又は類別名	簡略名又は類別名
(略) ピロリン酸四ナトリウム フィチン酸カルシウム L-フェニルアラニン (略)	(略) ピロリン酸Na (新設) フェニルアラニン (略)
別添 添加物 1-2 ~ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)	別添 添加物 1-2 ~ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)